平成２６年（フ）第６２３号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―203号アベニュー岸里
債務者　田川　政美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４３号
大阪市平野区瓜破東１丁目５番５号　正和病院
債務者　山根　秀子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５号
兵庫県明石市貴崎５丁目９番58―703号、前住所神戸市西区樫野台３丁目１番地の９
債務者　渡邊　　徹
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地455
債務者　村野　福一
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３号
高知県土佐清水市大岐2138番地２
債務者　江口　明公
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２２４５号
名古屋市熱田区横田２丁目３番２号　レールシティ熱田607号
債務者　鳥居　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６５号
神戸市長田区房王寺町３丁目３番９―708号
債務者　新井　智美（旧姓日置）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７号
神戸市東灘区北青木１丁目２番３―201号
債務者　飯田　里香
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
神戸市兵庫区西柳原町９番７―601号
債務者　北見　真美（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４０４号
愛知県尾張旭市北原山町六田池2175番地　グローリー・M101号、従前の住所愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地67棟204号
債務者　一柳　伸行
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０号
広島県福山市奈良津町３丁目８番１号
債務者　藤井　英治（旧姓栗光）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２５号
広島県府中市阿字町1698番地
債務者　前田　順子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３０号
広島県東広島市豊栄町乃美1144番地30
債務者　前田　敏晴
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６４号
青森市沖館４丁目15番21号　メゾンまえだ２号
債務者　對馬　美香
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
青森市富田４丁目７番30号
債務者　對馬　　明
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
青森市大字大野字片岡29番地15　アミューＦ102号
債務者　工藤　サヨ
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
名古屋市千種区光が丘１丁目３番38号　ライオンズマンション光ヶ丘第２―403号
債務者　中張　勝之
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部